

## **[事案 2023-105] 損害賠償等請求**

・令和6年2月1日 裁定終了

### **<事案の概要>**

保険会社の委託先から個人情報等が流出したことを理由に、損害賠償等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和54年9月にかん保険を契約したが、令和5年1月に保険会社から個人情報流出に関する書面を受領したことから、同年2月に本契約を破棄する旨を申し出たところ、拒否された。しかし、以下等の理由により、本契約の約款所定の解約によらない終了（請求①）、本契約の終了後に、他社契約（高齢者向け）に加入するために必要な保険料と本契約の保険料の差額の補償（請求②）、個人情報流出に対する慰謝料の支払い（請求③）を求める。また、本契約の破棄を申し出た令和5年2月以降に支払った保険料相当額を返還してほしい（請求④）。

- (1) 自分の生年月日、年齢、住所、学歴、職業等のデータが既に名簿業者間で流通しているため、今般の流出データと容易に紐づけされ、悪用される恐れが大きい。
- (2) 保険会社との契約関係の継続はもはや希望しないが、約款所定の解約は、保険会社の無謬を前提としたもので、これに拠るべき理由はないことから、約款によらない破棄を求める。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 各請求の法律構成、法的根拠が不明確である。
- (2) 請求①④については、法令および約款に根拠がない。
- (3) 請求②③については、当社には違法行為がない等、損害賠償請求の要件を充足しない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、個人情報流出とその事後対応等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の各請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。